

あきる野市教育基本計画（第3次計画）を策定しました

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき策定する本市の教育振興に関する計画であり、『第2次あきる野市総合計画』を上位計画とし、本市の教育を総合的かつ計画的に推進するために、『あきる野市教育大綱』や既に策定されている各種計画等との整合、関連分野との連携を図りながら策定したものです。

また、前計画の基本姿勢を踏襲しつつ、SDGsやSociety5.0などの考えを加味した現行の国の教育振興基本計画及び東京都教育ビジョン（第4次）を踏まえ、本市の教育目標、取組目標及び基本施策を設定しています。

計画の策定に向けて、学校関係者、社会教育関係者、保護者及び市職員で構成する教育基本計画策定検討委員会で検討をすすめ、教育目標である「人が育ち 人が輝く あきる野の教育」を実現するため、4つの取組目標と「特別支援教育の推進」「生涯学習活動の推進」など6つの重点施策を含む17の基本施策を設定した計画となっています。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。

施策体系図




取組目標 1

著しく変化し予測が困難な時代を生きる子どもたちが、その変化を前向きに受け止めながら、新たな局面を乗り越え、他者との関わりの中で生き抜いていく力を育む教育を目指します。




取組目標 2

特別な支援を必要とする児童・生徒に限らず、全ての児童・生徒の多様な教育的ニーズに対応できる学校教育を目指すとともに、子どもたちを取り巻く教育環境の整備に努めます。

取組目標 3

超高齢社会を迎える中、同じ時代を様々な世代が生きていく上で、年齢や性別、障がいの有無を問わず、全ての市民が生涯にわたって心豊かな生活が送れるよう意欲的に学ぶことができる環境の整備と学習機会を提供できる取組を推進します。



取組目標 4

人と人との深い結びつきの中で、子どもたちが健やかに成長できるよう、家庭、地域、学校が連携し、子どもたちを地域社会全体で支え、見守る環境と意識の醸成に努めます。

